

平成 23 年 3 月 28 日
大学執行部（学長）

「冷暖房の適正使用」について

先日、評議会で検討して頂いた「施設課案（個別空間の中央制御について）」は、茨城大学の教育研究の実情に不都合を生じる可能性がありますので、その案を大幅に修正した以下の「執行部案」をご検討下さい。特に最近では、原発事故に伴う電力の節約が必要になっており、全教職員の全面的なご協力をお願い致します。

(A) 「冷暖房の適正使用」を実施する趣旨は主に以下の2項目です。

- ① CO₂削減を目指した地球温暖化対策の一貫として行うと共に、平成 23 年度から始まる「茨城県の地球温暖化防止行動計画」に協力する。
- ② 最近、茨城県を除く関東地方で実施されている「計画停電」に対し、自主的に協力する。

(B) 以下の具体的施策を中央制御で実施する（執行部案）。

(1) 講義室、ゼミ室、会議室の場合

- (イ) 本年 5 月 1 日より 1 年間、「90 分後 OFF 制」を試行する。
- (ロ) 本年 5 月 1 日より 1 年間、「季節期間外 OFF 制」を試行する。

注 1：「90 分後 OFF 制」とは、スイッチを「ON」にしてから 90 分後に自動的に「OFF」になる。その後、スイッチを「ON」にすると作動するが、また 90 分後に自動的に「OFF」になる。以後、その繰り返しになる。ただし、不用になった時は直ちに「OFF」にする。

注 2：「季節期間外 OFF 制」とは、原則的に「冬季暖房は 12 月～3 月、夏季冷房は 7 月～9 月」において、冷暖房機器を作動する。ただし、この季節期間以外でも、平年に比べて異常な温度が予想される日は、冷暖房を作動できるよう、事前に通知する。
温度設定は「冬季 19℃、夏季 28℃」とする。

(2) 研究室、学生室、事務室、図書室等の場合

- (ハ) 午前 8 時より午後 6 時までは、「90 分後 OFF 制」を実施しない。
その時間外では、(イ) を実施する。
- (ニ) 「季節期間外 OFF 制」を実施する。

(3) 実験室、図書館等の場合

(ホ) 必要がある場合、「通年使用の申請書」等を提出する。

この場合、「90分後OFF制」と「季節期間外OFF制」は共に実施しない。

(ヘ) 上記(ホ)以外の場合は、(2)と同様とする。

(4) 全教職員は、冷暖房に限らず、電力の節約を心掛けて下さい。必要以上の電気は使わないよう、十分に注意すると共に、学生にも協力を呼びかけて下さい。

(5) 現在、実施されている「計画停電」が変更・中止等になった場合、あらためて「見直し」を行う。また、試行期間の1年間が終了した場合、その後について再検討する。

以上